

令和 6 年 2 月 2 0 日 招 集

令 和 6 年 第 1 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 2

議案番号	件名	備考
14	町の区域の設定及び変更について	
15	薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
16	薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
17	薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
18	薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定について	
19	薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園及び薩摩川内市横岡古墳公園の指定管理者の指定について	
20	薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について	
21	薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
22	薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
23	薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
24	薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
25	薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
26	薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
27	薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
28	薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
29	薩摩川内市簡易水道事業条例及び薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
30	薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	

3 1	薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例の制定について	
3 2	和解するについて	
3 3	道路メンテナンス事業開戸橋耐震補強（P 3）工事請負契約の変更について	
3 4	薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
3 5	薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
3 6	薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
3 7	令和 6 年度薩摩川内市一般会計予算	予算書は別冊
3 8	令和 6 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算	
3 9	令和 6 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算	
4 0	令和 6 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算	
4 1	令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算	
4 2	令和 6 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算	
4 3	令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算	
4 4	令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算	
4 5	令和 6 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算	
4 6	令和 6 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算	
4 7	令和 6 年度薩摩川内市水道事業会計予算	
4 8	令和 6 年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算	
4 9	令和 6 年度薩摩川内市下水道事業会計予算	

議案第 1 4 号

町の区域の設定及び変更について

地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり本市内の町の区域を設定し、及び変更する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

(設定及び変更)

設定及び変更後 町 名	左 に 包 括 さ れ る 区 域		
	大字名	字 名	地 番
サーキュラーパーク一丁目	港町	唐山	6 1 1 0 の 1、6 1 1 0 の 1 7 4、 6 1 1 7 の 2、6 1 1 7 の 3、 6 1 1 9、6 1 2 1、6 1 2 1 の 2、6 1 2 1 の 3、6 1 2 1 の 1 0 及び 6 1 2 1 の 1 1
サーキュラーパーク二丁目	港町	唐山	6 1 1 0 の 1 7 3 及び 6 1 1 0 の 1 7 5

提 案 理 由

「サーキュラー都市・薩摩川内市」の実現のため、資源循環拠点の創出及び循環経済に資する産業立地を推進することを目的として、本市港町の一部の区域について、町の区域を設定し、及び変更する必要性が生じたが、これについては、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 照

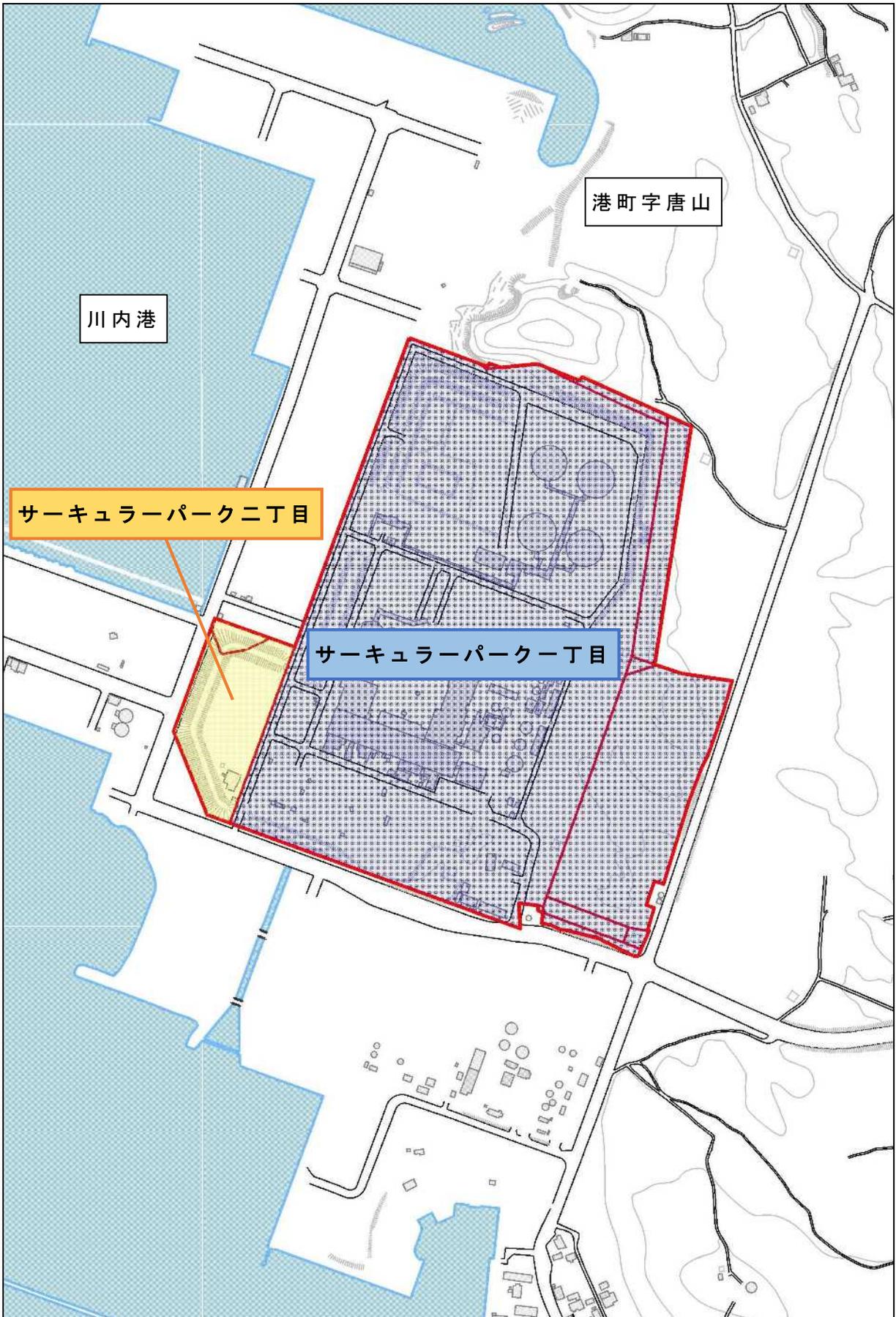
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（市町村内の町又は字の区域）

第 2 6 0 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2・3 略

# 町の区域の設定及び変更区域図



議案第15号

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の公布に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第19条第7項中「月額」の次に「の期末手当の支給」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する月額の会計年度任用職員のうち、任期が6箇月以上である者に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 任期の定めが6箇月に満たない本市の会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に本市の会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 会計年度任用一般職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

(2) 会計年度任用短時間職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において、会計年度任用一般職員にあってはその者が受けるべき給料及びこれに対する地域手当、会計年度任用短時間職員にあっては月額により定められた報酬とする。

6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給方法については、給与条例第

32条の規定により支給される勤勉手当の例によるものとする。

- 7 給与条例第30条及び第31条の規定は、月額会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 薩摩川内市職員の育児休業等に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」に改める。

(薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年薩摩川内市条例第292号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

議案第16号

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）等の公布に伴い、危険物の貯蔵所の設置許可申請に対する審査等に係る手数料の金額を引き上げるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例

薩摩川内市手数料条例（平成16年薩摩川内市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1の11の項第2号中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表第3の59の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の60の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う事務に係る手数料について適用し、同日前に行った事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 17 号

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の公布に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年薩摩川内市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。  
第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

議案第18号

薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する  
条例の制定について

薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する条例を別紙  
のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

生徒数の減少に対応し、集団生活を通じた学習効果の向上と良好な教育環境の  
確保を図るため、令和5年度をもって薩摩川内市立海陽中学校を廃止しようとする  
ものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する  
条例

薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例（平成16年薩摩川内市条例  
第87号）の一部を次のように改正する。

別表の2中学校の表中11の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第19号

薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園及び薩摩川内市横岡古墳公園の指定管理者の指定について

薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園及び薩摩川内市横岡古墳公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園及び薩摩川内市横岡古墳公園
- 2 指定管理者に指定する団体  
公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社
- 3 指定する期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提 案 理 由

薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園条例第3条及び薩摩川内市横岡古墳公園条例第3条の規定により、指定管理者として薩摩川内市薩摩国分寺跡史跡公園及び薩摩川内市横岡古墳公園の管理を行わせている公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の指定期間が、令和6年3月31日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社の概要

- 1 所在地 薩摩川内市東郷町斧渕 362 番地
- 2 設立年月日 平成 10 年 3 月 11 日
- 3 従業員数 82 名
- 4 目的 生涯学習の推進を図るため、薩摩川内市と連携し、芸術・文化・スポーツ等の振興を図るとともに、市民に喜ばれる文化施設、社会体育施設、公園その他公共施設の管理及び運営等に関する事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

議案第 20 号

薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について

薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者を次のとおり指定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設  
薩摩川内市入来麓旧増田家住宅  
薩摩川内市入来郷土館  
薩摩川内市立図書館入来分館
- 2 指定管理者に指定する団体  
入来麓伝建地区協議会
- 3 指定する期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

薩摩川内市入来麓旧増田家住宅条例第 4 条等の規定により、指定管理者として薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の管理を行わせている入来麓伝建地区協議会の指定期間が、令和 6 年 3 月 31 日満了することとなるので、新たに指定管理者を指定したいが、これについては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 略

2～4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

## 参 考

### 入来麓伝建地区協議会の概要

- |         |  |
|---------|--|
| 1 所在地   | 薩摩川内市入来町浦之名 33 番地                                |
| 2 設立年月日 | 平成 25 年 10 月 1 日                                 |
| 3 従業員数  | 21 名   |
| 4 目的    | 薩摩川内市より委託管理を受けた事業について事業活動を展開し、地域の活性化を図ることを目的とする。 |

議案第 21 号

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

重度心身障害者医療費の助成について、支給対象者の拡大、支給の方法の変更  
等の見直しを行うほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条中第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）  
第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）  
第6条第3項に規定する1級に該当する障害を有するもの  
第2条第3項を次のように改める。

- 3 この条例において「対象者」とは、本市の区域内に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者又は組合員である重度心身障害者（本市の区域内に設置されている障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う住居、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第2条の3に規定する施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設若しくは同条第25項に規定する介護保険施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条の規定により設置された特別支援学校の寄宿舎（以下「社会福祉施設等」と総称する。）に收容され、又は入所している者で、当該社会福祉施設等に收容され、又は入所したため、他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移した者を除くものとし、他の市町村の区域内に設置されている社会福祉施設等に收容され、又は入所している者で、当該社会福祉施設等に收容され、又は入所したため、本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移した者は、なお本市の区域内に住所を有する者とみなす。ただし、重度心身障害者に保護者がある場合において、その保護者が他の市町村の区域内から本市の区域内に住所を移したとき又はその保護者が本市の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したときは、この限りでない。）とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者は除く。

第3条第1項中「保険給付等」の次に「（第2条第1項第4号に該当する者に

あつては入院に係るものを除く。)」を加える。

第 8 条を第 1 2 条とする。

第 7 条中「第 4 条第 3 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条を第 1 1 条とし、第 6 条を第 1 0 条とする。

第 5 条中「前条」を「前条第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 受給資格者が前条第 2 項の規定による保険給付等を受け、審査集計機関（保険給付等に係る一部負担金の審査及びデータの入力を行う機関をいう。）から当該保険給付等に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が市長に通知されたときは、市長は、その内容を審査の上、助成金の額を決定し、受給資格者に支払うものとする。

第 5 条を第 9 条とし、同条の前に次の 3 条を加える。

（受給資格者証の交付）

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による認定を行ったときは、受給資格者に対して、重度心身障害者医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

（受給資格者証の提示）

第 7 条 受給資格者は、対象者が保険医療機関等による診療を受けるときは、当該保険医療機関等に医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者又は被扶養者であることの確認を受けた上、受給資格者証を提示しなければならない。

（助成金の申請等）

第 8 条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して 6 箇月以内に市長に申請しなければならない。ただし、1 年以内の期間に限り、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が前条の規定により、鹿児島県内の保険医療機関等で保険給付等を受けたときは、前項の規定による申請は要しないものとする。
- 3 対象者が死亡し、又はその他の理由により第 1 項の申請又は第 5 条第 2 項の届出をすることができないときは、保護者又は遺族（以下「遺族等」という。）が申請をし、又は届出をするものとする。
- 4 前項に規定する遺族等の範囲及び順位は、規則で定める。

第 4 条第 1 項中「第 4 項」を「第 8 条第 3 項」に改め、同条中第 3 項から第 5 項までを削り、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（助成の制限）

第 4 条 重度心身障害者の前年の所得（1 月から 9 月までの間に受けた医療に係る助成金については、前々年の所得とする。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 5 0 年政令第 2 0 7 号。以下「施行令」という。）第

7条に定める額を超えるとき、又は現にその重度心身障害者と生計を同じくするその重度心身障害者の配偶者若しくはその重度心身障害者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）のうちいずれかの者の前年の所得が、施行令第8条第1項において準用する施行令第2条第2項に定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得は、施行令第4条に定める所得とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。ただし、新条例第2条第1項第4号に規定する者については、受給資格者証の交付を受けた日以後の診療に係る医療費の助成について適用する。

##### （準備行為）

3 新条例第5条第1項の規定による受給資格の認定及び当該認定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例の例により行うことができる。

議案第 22 号

薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料を定めるとともに、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 13 号）の公布に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例

薩摩川内市介護保険条例（平成16年薩摩川内市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第38条第1項第1号に掲げる者 33,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 50,140円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 50,500円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 65,880円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,200円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 87,840円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 95,160円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 109,800円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 124,440円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 139,080円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 153,720円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 168,360円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 175,680円

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,320円」を「20,860円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,320円」を「20,860円」に、「37,200円」を「35,500円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,320円」を「20,860円」に、「52,080円」を「50,140円」に改める。

第5条第3項中「令第39条第1項第1号イ」を「令第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第6条第1項中「地方税法の規定による市町村民税（以下「市町村民税」という。）」を「市町村民税」に、「合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）」に改める。

第14条第2項中「法第115条の45第1項、第2項、第3項及び第4項」を「法第115条の45第1項から第4項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条及び第5条第3項の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の公布に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第136号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 24 号

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令  
(令和 5 年厚生労働省令第 48 号) の公布施行による家庭的保育事業等の設備及  
び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするもので  
ある。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年薩摩川内市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 33 号）等の公布による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第3項中「「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を、「同条第4項第3号イ(ア)中」の次に「「教育・保育給付認定こども」とあるのは」を加える。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 26 号

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童健全育成事業所に配置する放課後児童支援員の要件について、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年薩摩川内市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

- 3 当分の間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を修了することを予定している者を含む。）」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

消防団員の処遇を改善するため、消防団員の年額報酬を改定しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第301号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中

「

方面隊長 年額 162,000円

本部員 年額 100,000円

分団長 年額 95,000円

副分団長 年額 59,000円

部長 年額 51,000円

班長 年額 45,000円（機能別団員にあつては、22,500円）

団員 年額 42,000円（機能別団員にあつては、21,000円）

を

」

「

方面隊長 年額 170,000円

本部員 年額 110,000円

分団長 年額 105,000円

副分団長 年額 69,000円

部長 年額 61,000円

班長 年額 55,000円（機能別団員にあつては、27,500円）

団員 年額 50,000円（機能別団員にあつては、25,000円）

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 28 号

薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の公布による地方  
公営企業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第289号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市簡易水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 薩摩川内市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年薩摩川内市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 29 号

薩摩川内市簡易水道事業条例及び薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市簡易水道事業条例及び薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の公布による水道法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行おうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市簡易水道事業条例及び薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市簡易水道事業条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市簡易水道事業条例（平成16年薩摩川内市条例第291号）の一部を次のように改正する。

第9条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(薩摩川内市水道事業給水条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市水道事業給水条例（平成16年薩摩川内市条例第293号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第35条第2項中「法第16条の2第3項の厚生労働省令」を「法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 30 号

薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）の公布に伴い、新たに創設された漁港施設等活用事業に係る占用料の徴収について規定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市漁港管理条例の一部を改正する条例

薩摩川内市漁港管理条例（平成16年薩摩川内市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第6条第1項中「採取又は占用の許可を受けた者」を「採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占用に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」に改め、同項ただし書中「同条第4項」を「法第39条第4項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 31 号

薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

本市が設置している屋外運動場照明施設について、使用料の単位時間を統一するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の一部を改正する条例

薩摩川内市屋外運動場照明施設条例（平成16年薩摩川内市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「薩摩川内市立小学校及び中学校運動場」を「薩摩川内市立小学校、中学校及び義務教育学校運動場の照明施設」に改め、同項第2号中「運動広場」を「前号以外の照明施設」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名 称	位 置
亀山小屋外運動場照明施設	薩摩川内市宮内町1680番地 薩摩川内市立亀山小学校運動場
可愛小屋外運動場照明施設	薩摩川内市御陵下町4番30号 薩摩川内市立可愛小学校運動場
川内小屋外運動場照明施設	薩摩川内市向田町1425番地 薩摩川内市立川内小学校運動場
永利小屋外運動場照明施設	薩摩川内市百次町959番地 薩摩川内市立永利小学校運動場
育英小屋外運動場照明施設	薩摩川内市中郷三丁目147番地 薩摩川内市立育英小学校運動場
高来小屋外運動場照明施設	薩摩川内市高城町1326番地 薩摩川内市立高来小学校運動場
城上小屋外運動場照明施設	薩摩川内市城上町4525番地1 薩摩川内市立城上小学校運動場
川内中央中屋外運動場照明施設	薩摩川内市平佐町5000番地 薩摩川内市立川内中央中学校運動場
水引中屋外運動場照明施設	薩摩川内市水引町7602番地1 薩摩川内市立水引中学校運動場
平成中屋外運動場照明施設	薩摩川内市城上町610番地 薩摩川内市立平成中学校運動場
平佐東屋外運動場照明施設	薩摩川内市中村町6998番地 平佐東運動広場
市比野小屋外運動場照明施設	薩摩川内市樋脇町市比野2805番地 薩摩川内市立市比野小学校運動場
東郷学園屋外運動場照明施設	薩摩川内市東郷町斧淵4564番地 薩摩川内市立東郷学園義務教育学校運動場
祁答院中屋外運動場照明施設	薩摩川内市祁答院町下手190番地1 薩摩川内市立祁答院中学校運動場
里中屋外運動場照明施設	薩摩川内市里町里3377番地 薩摩川内市立里中学校運動場
上甌中屋外運動場照明施設	薩摩川内市上甌町中甌191番地1
海星中屋外運動場照明施設	薩摩川内市下甌町青瀬1034番地1 薩摩川内市立海星中学校運動場
海陽中屋外運動場照明施設	薩摩川内市下甌町手打1472番地
鹿島中屋外運動場照明施設	薩摩川内市鹿島町藺牟田1397番地

別表第2（第14条関係）

名 称	使 用 料（30分当たり）
亀山小屋外運動場照明施設	350円
可愛小屋外運動場照明施設	250円
川内小屋外運動場照明施設	350円
永利小屋外運動場照明施設	
育英小屋外運動場照明施設	250円
高来小屋外運動場照明施設	
城上小屋外運動場照明施設	
川内中央中屋外運動場照明施設	450円
水引中屋外運動場照明施設	350円
平成中屋外運動場照明施設	550円
平佐東屋外運動場照明施設	350円
市比野小屋外運動場照明施設	市内420円 市外630円
東郷学園屋外運動場照明施設	200円
祁答院中屋外運動場照明施設	市内787.5円 市外945円
里中屋外運動場照明施設	525円
上甌中屋外運動場照明施設	市内525円 市外787.5円
海星中屋外運動場照明施設	525円
海陽中屋外運動場照明施設	
鹿島中屋外運動場照明施設	

注1 使用時間が30分に満たない場合は、30分とみなす。

2 使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の薩摩川内市屋外運動場照明施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 3 2 号

和解するについて

観光船かのこの火災に関し、次のとおり和解する。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- 1 和解の相手方 所在地 薩摩川内市上甌町平良 2 5 1 番地  
名 称 合同会社甌幸葉海業  
代表社員 中 尾 幸 一 郎

2 和解の内容の要旨

観光船かのこの火災に関し、相手方の合同会社甌幸葉海業が、本市に対し損害賠償として 4 6 9 , 0 4 1 円を支払うことによって示談するものとし、今後、本件火災に関し、本市と相手方の間に一切の債権関係が存在しないこと、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わないことを確認する。

提 案 理 由

観光船かのこの火災に関し、和解することとしたいが、これについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

## 参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である・・・略・・・和解・・・略・・・  
に關すること。

(13)～(15) 略

2 略

## 参 考

### ・ 事件の概要

令和 5 年 8 月 18 日午後 2 時 10 分頃、観光船かのこの指定管理者である相手方が乗客 9 人を乗せて遊覧鹿島断崖コースを運航中、上甑町中甑黒瀬沖で左舷機水温計の警告ランプが点灯していることに気付き、エンジンルームを開けたところ、黒煙が発生していた。

相手方は運航中、水温計の確認を失念し、火災が発生する前段階での異常の兆候を見逃したことについて、過失を認めるものである。

この火災により、観光船かのこは左舷機エンジン、左舷機排気管、電気配線等を損傷し、船体及びエンジンの修理並びに曳航に要した費用と保険補填額との差額等による経済損失が本市に発生したものである。

なお、乗客及び船員に負傷はなかった。

議案第 33 号

道路メンテナンス事業開戸橋耐震補強（P3）工事請負契約の変更  
について

令和5年9月20日の議決を経て締結した道路メンテナンス事業開戸橋耐震補強（P3）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	215,600,000円	237,591,000円

提 案 理 由

道路メンテナンス事業開戸橋耐震補強（P3）工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

## 参 考

- 1 契約の相手方 西日本・外菌特定建設工事共同企業体  
代表者  
所在地 薩摩川内市隈之城町1856番地1  
会社名 西日本興業株式会社  
代表取締役 新 添 吉 正  
構成員  
所在地 薩摩川内市上川内町3255番地  
会社名 外菌建設工業株式会社  
代表取締役 外 菌 太 一 郎
- 2 工 事 名 道路メンテナンス事業開戸橋耐震補強（P3）工事
- 3 工 事 場 所 薩摩川内市花木町地内
- 4 工 期 着 手 令和 5 年 9 月 2 0 日  
完 成 令和 6 年 3 月 2 9 日

議案第 34 号

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 30 号）の公布に伴い、市営住宅の入居者資格等について所要の規定の整備を図るほか、老朽化の著しい水引東住宅 2 棟 7 戸、野下住宅 1 棟 2 戸及び宇都住宅 1 棟 3 戸について、その用途を廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例

薩摩川内市営住宅条例（平成16年薩摩川内市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

別表第1中

「

水引東住宅	小倉町6099番地1	簡易耐火構造平家建	1	4	36.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	4	10	31.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	4	10	36.4	昭和45年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	33.1	昭和45年度	

を

」

「

水引東住宅	小倉町6099番地1	簡易耐火構造平家建	1	4	36.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	3	6	31.4	昭和43年度	
		簡易耐火構造平家建	3	7	36.4	昭和45年度	
		簡易耐火構造平家建	2	7	33.1	昭和45年度	

に

」

改め、野下住宅の項を削り、

「

宇都住宅	東郷町斧渕 4868番地1	簡易耐火構造平家建	2	8	43.2	昭和50年度	
		簡易耐火構造平家建	4	12	46.6	昭和51年度	

を

」

「

宇都住宅	東郷町斧渕 4868番地1	簡易耐火構造平家建	2	8	43.2	昭和50年度	
		簡易耐火構造平家建	3	9	46.6	昭和51年度	

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 35 号

薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の公布施行に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市空家等対策の推進に関する条例（平成27年薩摩川内市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法第14条第1項から第12項まで」を「法第22条第1項から第14項まで」に改める。

第8条第1項中「法第7条」を「法第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

提 案 理 由

職責の重度、職務の性質等を勘案し、農地利用最適化推進委員に係る報酬の額を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条第1項第12号中「30,000円」を「36,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 37 号

令和 6 年度薩摩川内市一般会計予算

令和 6 年度薩摩川内市一般会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 38 号

令和 6 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算

令和 6 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 39 号

令和 6 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算

令和 6 年度薩摩川内市浄化槽事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第40号

令和6年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算

令和6年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 4 1 号

令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

令和 6 年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 4 2 号

令和 6 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算

令和 6 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 4 3 号

令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 2 0 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第44号

令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

令和6年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 45 号

令和 6 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第46号

令和6年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算は、別紙のとおりとする。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第 47 号

令和 6 年度薩摩川内市水道事業会計予算

令和 6 年度薩摩川内市水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

議案第48号

令和6年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算

令和6年度薩摩川内市簡易水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和6年2月20日提出

薩摩川内市長 田中良二

議案第 49 号

令和 6 年度薩摩川内市下水道事業会計予算

令和 6 年度薩摩川内市下水道事業会計予算は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 2 月 20 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二